

第3号様式（第4条）

第 号 年 月 日	
落書き消去命令書	
住 所 氏 名	
名古屋市長 印	
安心・安全で快適なまちづくりなごや条例第11条第2項の規定により、 次の落書きを消去するよう命令します。	
落書きの 場 所	
落書きの 内 容	
履 行 期 限	年 月 日

教示 1 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に名古屋市長に対して異議申立てをすることができます。

2 この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日（異議申立てをしたときは、決定書の送達を受けた日）の翌日から起算して6箇月以内に、名古屋市を被告として（市長が被告の代表者となります。）処分の取消しの訴え（取消訴訟）を提起することができます。なお、6箇月以内であっても、処分の日から1年を経過すると取消訴訟を提起することができなくなります。

注 正当な理由がなくこの命令に従わないときは、その旨を公表することができます。

備考 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。